

飯山市役所地球温暖化防止実行計画

(飯山市役所環境保全率先実行計画)



平成 1 5 年 3 月

目 次

第 1	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	2
2	基本方針	3
3	計画の期間	3
4	計画の対象範囲	3
5	対象とする温室効果ガス	4
第 2	温室効果ガス排出量の状況	
1	温室効果ガスの総排出量	5
2	温室効果ガスの排出内訳	6
3	温暖化に関わる資源等の使用量	6
第 3	温室効果ガス排出量に関する目標	7
第 4	取組み内容	8
1	グリーン購入の推進	9
2	エネルギー対策の推進	16
3	廃棄物減量、リサイクルの推進	23
4	施設の建築、管理等にあたっての配慮	26
5	環境に対する職員意識の向上	28
第 5	計画の推進体制と実施状況の点検、評価、公表	
1	計画の推進体制	30
2	点検・評価	30
3	公表	31
	(別紙 1) 率先実行計画実施状況報告書	32
	(別紙 2) 温室効果ガス排出量算定調査表	33

第 1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、日常生活や産業活動に起因する都市・生活型公害から廃棄物問題、さらには地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題まで複雑・多様化しており、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成が求められています。

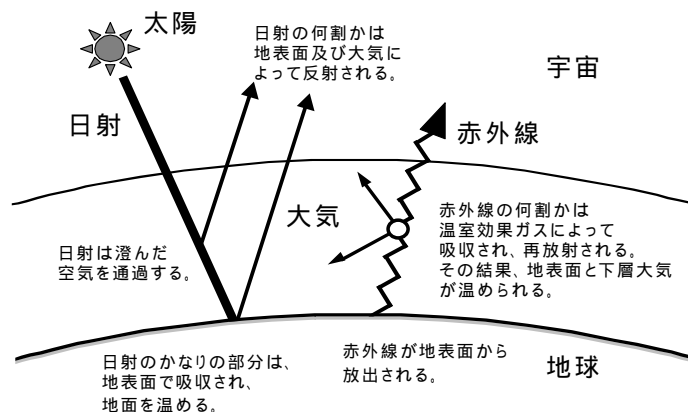
特に地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関する最も重要な環境問題の一つとして国際的関心が高まっています。

平成 9 年 1 2 月に開催された「第 3 回地球温暖化防止京都会議 (COP3)」において、日本は、二酸化炭素、メタン等の 6 物質の温室効果ガスの排出について、2008 年から 2012 年の期間で 1990 年の水準より 6 % 削減する目標に合意しました。その達成には、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の日常生活や通常の事業活動に伴う環境負荷の増大について見直すとともに、市民・事業者・行政が一体となり、地球温暖化防止に向けての取組みが重要となっています。

このため、平成 1 0 年 1 0 月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)では、地方公共団体においても、国の基本方針に即し、その事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する実行計画を策定することが義務付けられました。

加えて、平成 1 2 年の通常国会では、廃棄物・リサイクル対策の基本法としての「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「資源有効利用促進法」、「グリーン購入法」等の循環関連の法律が制定・改正され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を目指すこととなりました。

本市では、自らが消費者であり、事業者であることの認識のもと、平成 1 2 年 5 月に主に本庁を対象として「飯山市役所環境保全率先実行計画」を策定し、紙類の使用量削減、エネルギーの使用抑制、ごみの減量等に取り組んできたところですが、今日の地球温暖化に関する社会的状況の変化に対応するため、新たに法第 8 条の規定による「飯山市地球温暖化防止実行計画」の策定に併せ、環境保全率先実行計画を見直し、温室効果ガスの排出削減等に自ら取り組むものです。



資料:「気象庁」

温室効果のしくみ

2 基本方針

飯山市役所は、事業所の一つとして、市民や事業者の環境保全に向けての自主的・積極的な行動を求めるうえでの率先垂範者としての立場を認識し、自らが環境保全に配慮した事務・事業活動を推進していきます。

(1) 取組内容の体系化

地球温暖化防止等環境への負荷を低減するための具体的な取組内容を体系化する。

(2) 計画の実効性の確保

具体的な取組内容のうち、可能な限り数値化した目標を設定し、計画の実効性を確保する。

(3) 全庁的取組み

継続的な取組みを実施するため、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、全庁一体となって計画を推進する。

(4) 実施状況の点検・評価・公表

実施状況を毎年、点検・評価し、市民に公表する。

(5) 市民活動を促進するモデル計画

市民・事業者等の自主的な取組みを促進するためのモデルとなるような有効な計画とする。

3 計画の期間

この計画は、平成19年度までを計画期間として策定します。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、市が直接行う全ての事務及び事業とします。ただし、民間業者等に委託して実施する事務・事業や外郭団体（飯山市土地開発公社及び飯山市振興公社）については、計画の対象としませんが、その場合でも受託者等に対して、温室効果ガス排出抑制のための措置を講ずるよう要請するものとします。

5 計画の対象とする温室効果ガス

本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」とは、法で定める次に掲げるガスをいいます。

ガスの種類	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼に伴うものが全体の9割を占める。
メタン(CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門からでるものが半分を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(二酸化窒素など)のような害はない。	燃料の燃焼(特に自動車)に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス	エアゾール製品の噴射材、カーエアコンや冷蔵庫の触媒、断熱発泡剤などに使用
パーフルオロカーボン(PFC)	水素もなく、炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	半導体等製造用や電子部品等の不活性液体などとして使用
六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用

【地球温暖化の影響】

海水面の上昇

海水面が9～88cm上昇することにより、大半の砂浜が消滅し、海拔1m以下の沿岸地域は、水害の発生が懸念されます。

自然生態系の変化

急激な気候変動により、今まで生息していた場所に棲めなくなる動植物種や、逆に棲みやすい場所が増えて分布が広がる動植物種が生じます。また、地球上の森林の1/3で植物種の変化が生じ、枯死した植物から大量のCO₂が出て、温暖化をさらに加速するおそれがあります。

農業への影響

気温や降水量の変化、病虫害の種類や発生時期の変化などのため、農作物や畜産物の収量が変わります。場所や種類によっては増産となるものもありますが、熱帯や亜熱帯では減産になる地域が多く、人口の増加と合わせて食糧難や飢餓の多発が懸念されます。

異常気象

地球全体の平均気温が上がると、水や大気の循環などの機構メカニズムも変化します。気温の上昇は、高緯度地域ほど高く、しかも地域による差が大きくなり、冷害や集中豪雨、干ばつなどの異常気象が増加するおそれがあります。

人の健康への影響

夏季に気温が高くなる頻度と期間が増加すると、熱射病などの発生率や高齢者の死亡率が高くなるおそれがあります。また、死亡率の高い熱帯性マラリアの流行危険地域が広がる(特に北半球で北上する)可能性があります。

第2 温室効果ガス排出量の状況

1 温室効果ガスの総排出量

平成13年度の市の事務及び事業におけるそれぞれの温室効果ガスの排出量及び二酸化炭素換算排出量の状況は、次のとおりでした。

13年度の二酸化炭素換算排出量は4,002tであり、12年度の3,836tに比べて4.3%増加しています。

温室効果ガスの種類	主な排出要因	年度	活動量	温室効果ガス排出量A (kg)	二酸化炭素換算排出量 A × 温暖化係数 (kg)
二酸化炭素	電気の使用	13	7,296,072kwh	2,604,697.70	2,604,697.70
		12	6,776,185kwh	2,419,098.05	2,419,098.05
	燃料の使用	13		1,367,300.14	1,367,300.14
		12		1,390,503.74	1,390,503.74
	ガソリン	13	69,727L	161,069.37	161,069.37
		12	75,509L	174,425.79	174,425.79
	灯油	13	382,047L	958,937.97	958,937.97
		12	385,537L	967,697.87	967,697.87
	軽油	13	36,265L	95,739.60	95,739.60
		12	36,233L	95,655.12	95,655.12
	A重油	13	42,000L	116,340.00	116,340.00
		12	42,000L	116,340.00	116,340.00
	LPG	13	11,660kg	35,213.20	35,213.20
		12	12,048kg	36,384.96	36,384.96
メタン	自動車の走行	13	693,070 km	8.19	171.94
		12	676,233km	8.25	173.32
	下水処理量	13	1,239,877m ³	1,091.09	22,912.93
		12	1,058,784m ³	931.73	19,566.33
一酸化二窒素	自動車の走行	13	693,070 km	17.46	5,412.54
		12	676,233km	17.05	5,285.98
HFC	カーエアコンの使用	13	86台	1.29	1,677.00
		12	81台	1.22	1,579.50
PFC		13	-	-	-
		12	-	-	-
SF ₆		13	-	-	-
		12	-	-	-
温室効果ガス総排出量				13年度	4,002,172.25
				12年度	3,836,206.92

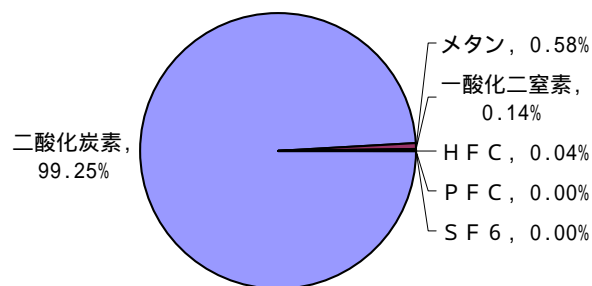
(備考)

- 1 温室効果ガス排出量 = 温室効果ガスを排出する活動量 × 当該活動に係る排出係数
- 2 温室効果ガス総排出量 = 各温室効果ガス排出量 × 各温室効果ガスに係る地球温暖化係数

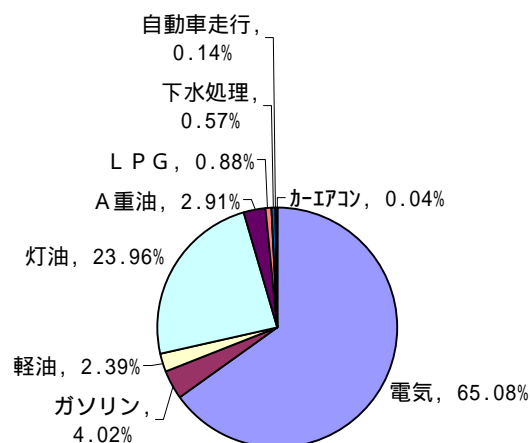
2 温室効果ガスの排出内訳（二酸化炭素換算）

本市の事務及び事業においては、温室効果ガスの約 99% を二酸化炭素が占めています。また、排出要因別でみると、電気が約 65%、ガソリン、軽油等の燃料が約 34% を占めており、これらの使用量削減に向けた取組みが重要です。

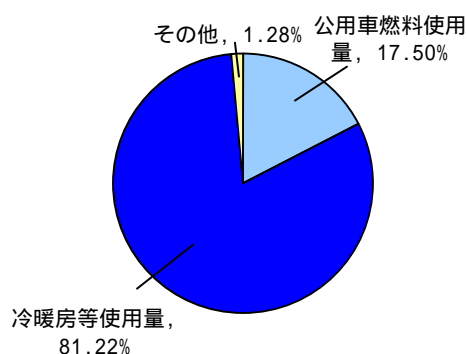
H 13 温室効果ガスの種類別排出内訳



H 13 温室効果ガス排出要因の内訳



H 13 燃料使用における排出要因の内訳



3 温暖化に関わる資源等の使用量

市における水道の使用量、用紙類の使用量、ごみの排出量は、法においては温室効果ガス算定の対象となっていませんが、地球温暖化防止につながる配慮項目として、調査した状況は次のとおりでした。

項目	13 年度実績	12 年度実績
水道使用量	102,995m ³	114,461m ³
用紙使用量(市庁舎分)	2,310,000 枚	2,625,000 枚
ごみ排出量(市庁舎分)	37,650 kg	42,580 kg

第3 温室効果ガス排出量に関する目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料の使用量削減のために取り組むこととし、温室効果ガスの総排出量の削減目標を次のとおりとします。

平成19年度において市の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を平成13年度実績に対して8%以上削減します。

温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）

H13年度実績 4,002 t

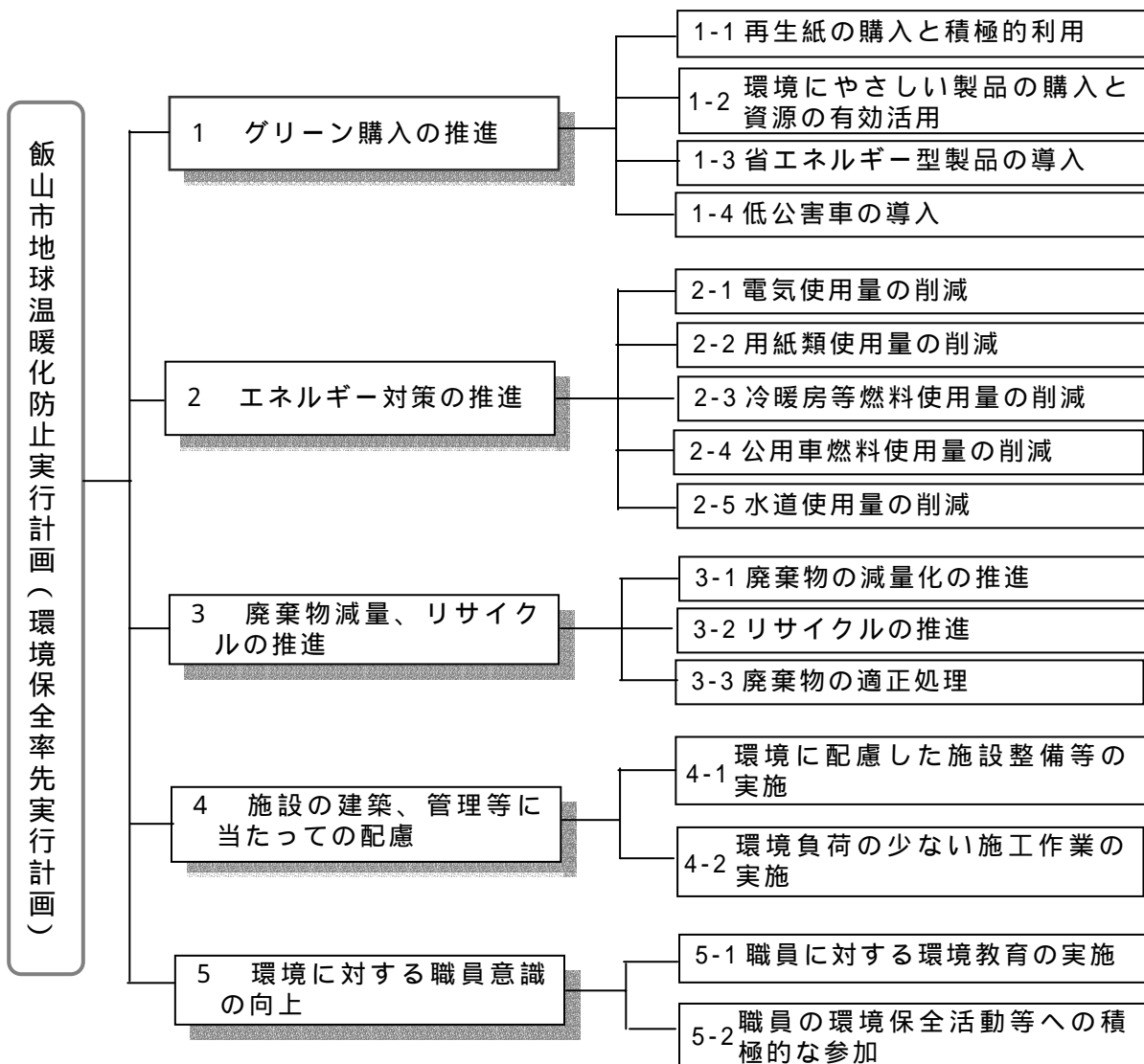


H19年度目標 3,680 t



第4 取組み内容

次の取組み体系に基づき、取組みを推進することにより目標の達成を図ります。



1 グリーン購入の推進

目標 1-1

再生紙の購入と積極的な利用を進めます。

具体的目標

再生紙の使用割合を100%とします。

取組み内容

- (1) コピー用紙、印刷用紙、封筒、事務用紙、衛生紙等は、可能な限り古紙配合率が高く、白色度のより低いものを購入する。
- (2) 報告書、ポスター、リーフレット等の外注印刷物は、可能な限り再生紙で発注し、印刷物には「ごみ減量化国民推進会議」が策定した再生紙使用マークを記載し、古紙配合率及び白色度を表示する。
- (3) 外注印刷物には、表面塗工（コーティング）されたものは原則使用しないととも、ケナフ紙など非木材紙の使用についても検討する。
- (4) 事務用紙、事務用品（紙ファイル等）などは、エコマーク、グリーンマーク等の各種環境ラベル商品等を優先的に購入する。

【古紙配合率】

再生紙の原料パルプに占める古紙パルプの割合(%)のことで、数値が高いほど古紙パルプの配合が多い。

【白色度】

紙の白さの程度を表し、数値が高いほど白くなる。天然パルプ100%のコピー用紙は白色度80%、新聞紙はおよそ55%である。白色度を上げるためには多量の漂白剤や蛍光増白剤を使用することになり、生産コストや環境への負荷が増大する。なお、目にやさしい白色度は70%程度である。

【再生紙使用マーク】

ごみ減量化推進国民会議が再生紙の利用率を高めることを目的として普及に努めており、古紙配合率が一目で分かるようにリサイクルの「R」と古紙配合率の数字をマークにしたもの。

Rマークの大きさ・色は自由で古紙配合率に合わせて表示する。



【エコマーク】

資源を再利用した商品や使用段階における環境への負荷が少ない商品などに表示されるマークで、(財)日本環境協会が認定している。



【グリーンマーク】

古紙を原料とした紙製品に表示されるマークで、(財)古紙再生促進センターが認定している。マークの収集に応じて、幼稚園、学校、町内会等に苗木が送られ、緑化の推進に役立っている。



目標
1-2

環境にやさしい製品の購入と資源の有効活用を進めます。

具体的目標

物品等の調達に際しては、グリーン購入法に基づく基本方針の基準に沿って購入を進めます。

取組み内容

- (1) 文具、事務用品（鉛筆、ボールペン、ファイル等）、事務服・作業服などは、リサイクル素材から作られたもの、エコマーク、グリーンマーク等の各種環境ラベル商品等を優先的に購入する。
- (2) 詰め替え、リターナブル、再利用交換式の商品（換え芯、洗剤、飲料品、トナーカートリッジ等）のものを選択する。
- (3) 非フロン系エアゾール製品（スプレー、ダストブロワー等）を選択する。
- (4) 購入する物品の包装はできる限り辞退し、やむを得ない場合にも簡易な包装でリサイクル可能な包装物の物品を選択する。
- (5) 年度末等における余剰文具等物品の回収を行い、活用する。
- (6) 環境物品等の調達に係る方針の策定により、市におけるグリーン購入への取組みを推進する。

グリーン購入法に基づく主な特定調達物品等

1 紙類

情報紙 (コピー用紙、フォーム用紙)	<p>【判断の基準】</p> <p>コピー用紙は、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 フォーム用紙は、古紙配合率 70%かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
印刷用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙配合率 70%以上であること。 塗工されていないものについては、白色度 70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で 30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
トイレットペーパー	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙配合率 100%であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

2 納入印刷物

納入印刷物の仕様	<p>【判断の基準】</p> <p>印刷用紙に係る判断の基準(紙類参照)を満たす印刷用紙を使用していること。(ただし、冊子状のものについては表紙を除く。)</p>
----------	---

3 文具類

文具類共通	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 < は優先項目 ></p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】 残芯が少ないこと。</p>
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	<p>【配慮事項】 芯が交換できること。</p>
マーキングペン	<p>【配慮事項】 消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	
スタンプ台	<p>【配慮事項】 インク又は液が補充できること。</p>
朱肉	
回転ゴム印	
定規	
消しゴム	〔巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
連射式クリップ	
事務用修正具(テープ)	<p>【配慮事項】 消耗品が交換できること。</p>
クラフトテープ	<p>【判断の基準】 製品本体については古紙配合率40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
粘着テープ(布粘着)	<p>【判断の基準】 製品本体については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>
ブックエンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
O A クリーナー	<p>〔容器に適用〕</p> <p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
レターケース	
マウスパッド	
カッターナイフ	
カッティングマット	<p>【配慮事項】 マットの両面が使用できること。</p>
デスクマット	
OHPフィルム	<p>【判断の基準】 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</p>

墨汁	〔容器に適用〕
のり(液状・澱粉のり)	〔容器に適用〕 【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり(固形・テープ)	〔容器に適用〕 【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル バインダー	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
アルバム	
つづりひも	
事務用封筒(紙製)	【判断の基準】 古紙配合率 40%以上であること。
けい紙 起案用紙 ノート	【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で 30g/m ² 以下であること、
タックラベル インデックス 付箋紙	【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
ホワイトボード用イ レーザー	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
名札(机上用)	
名札(衣服取付型・首 下げ型)	
カラーフィルム	〔容器に適用〕
フロッピーディスク	
板目表紙	古紙配合率 90%以上であること。
図面保管用筒	古紙配合率 80%以上であること。
とじ込み表紙	古紙配合率 80%以上であること。

4 機器類

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また、材料からのホルムアルデヒドの放出量は 1.5mg/㎡以下であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率 50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている又は分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	---

5 制服・作業服

<p>制服 作業服</p>	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ペット樹脂(ペットボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが製品全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、減量又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
-------------------	--

6 その他

<p>OA 機器</p>	<p>(1) コピー機等 (2) 電子計算機 (3) プリンタ等 (4) ファクシミリ (5) スキャナー (6) 磁気ディスク装置 (7) ディスプレイ</p>
<p>家電製品</p>	<p>(1) 電気冷蔵庫等 (2) エアコンディショナー (3) テレビジョン受信機 (4) ビデオテープレコーダー</p>
<p>照明</p>	<p>(1) 蛍光灯照明器具 (2) 蛍光管</p>
<p>自動車</p>	<p>(1) 自動車 (2) ITS 対応車載器</p>
<p>インテリア・寝装寝具</p>	<p>(1) カーテン (2) カーペット (3) 毛布等 (4) ベッド</p>
<p>作業手袋</p>	
<p>設備</p>	
<p>公共工事</p>	<p>資材 建設機械</p>
<p>役務</p>	<p>(1) 省エネルギー診断 (2) 食堂 (3) 自動車専用タイヤ更正</p>

目標
1-3

省エネルギー型製品の導入を進めていきます。

具体的目標

エネルギー消費の多いOA機器などの更新、購入に当たっては、省エネルギー型機器を優先的に導入します。

取組み内容

- (1) エネルギー消費の多いパソコン、ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー機等の更新、購入に際しては、国際エネルギースターマークなどの表示がある省エネルギー型のものを選択する。
- (2) 照明器具は、市民の利用度が高く、消灯しにくい施設から、順次インバーター照明等省エネルギー型のものに更新する。
- (3) 動力を使用する施設の設備機器の更新については、省エネルギー型のを順次整備する。
- (4) 冷蔵庫、エアコン等は、技術開発の動向を踏まえ、環境負荷の少ない冷媒を使用した機種を購入する。
- (5) 水を使用する機器（洗濯機、エアコン、シャワーヘッド等）の購入、更新に際しては、節水型機器を選択する。

【国際エネルギースターマーク】

OA機器の普及に伴う電力の消費を抑制するため、特にOA機器の待機時間における電力消費を低減し、効果的なエネルギー使用を可能とする製品の開発・普及促進を目的として、平成7年10月から日米間の合意により「国際エネルギースタープログラム」が実施された。このプログラムで定めたエネルギー消費の抑制の基準を満足する省エネ型OA機器にこのマークが付けられている。



【インバータ照明】

周波数を制御する装置で、通常50～60Hzの交流電流の周波数をインバータで高くすることにより、従来の電力でより明るく、また、少ない電力で従来の明るさが得られる照明器具。照明器具のほか、エアコン、モーター類、送風機等にも活用されている。

省エネラベリング制度

家電製品(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、蛍光灯器具が対象)がエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の省エネルギー基準(目標値)をどの程度達成しているかをラベルに表示する制度。省エネ性能が高い製品を選ぶときに役立つ。2000年8月に「省エネラベリング制度」に関するJIS規格によって公示された。

省エネラベルはカタログに表示されるが、製品本体、包装など見やすいところに表示されることもある。



通常の製品の例



基準を達成した製品の例

数字が大きいほど省エネ効果が高いです。

目標
1-4

低公害車等の導入を進めていきます。

具体的目標

市が管理する公用車の更新時等には、低公害車 や低燃費車 ・
低排出ガス車 を優先的に導入します。

取組み内容

- (1) 公用車は、ハイブリッド車等の低公害車を計画的に導入する。
- (2) 公用車の買替えに当たっては、低燃費車・低排出ガス車や必要最小限度の大きさの自動車など、より環境負荷の少ないものを導入する。
- (3) 公用車の使用実態を踏まえ、台数の見直しを行う。

【低公害車】

電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、メタノール車等をいう。

・電気自動車

蓄電池(バッテリー)に蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車。排気ガスを全く出さない。低騒音、低振動、エネルギー効率が高い等の長所があるが、1回の充電で走行できる距離が短い、動力性が低い、車両価格・維持費が高い等の短所がある。

・ハイブリッド車

作動原理の異なる複数の動力源を組み合わせて、状況に応じて動力源を同時又は個々に作動させて走行する自動車。省エネ効果が高い、発進・加速時の排出ガスを抑制できる等の長所があるが、車両価格が高い、長時間低速走行では十分な効果がない等の短所がある。

・天然ガス車

メタンが主成分の高カロリー燃性ガスである天然ガスを燃料としてエンジンによって駆動する自動車。1回の燃料充填で走行する距離が短い、車両重量が重い等の短所がある。

【低燃費車】

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー消費効率(燃費目標基準値)を達成しているものをいう。

- ・燃費目標基準値：ガソリン車は平成 22 年度の基準値、ディーゼル車は平成 17 年度の基準値

【低排出ガス車】

低排出ガス車認定実施要領に基づき、平成 12 年度基準排出ガスから 25%、50%、70% 以上低減する車として認定を受けたものをいう。認定を受けた自動車には下記のステッカーが貼られる。

- ・基準排出ガス 25%低減レベル「良」 →



- ・基準排出ガス 50%低減レベル「優」 →



- ・基準排出ガス 75%低減レベル「超」 →



2 資源・エネルギー対策の推進

目標 2-1

電気の使用量を削減します。

具体的目標

庁舎、施設等の電気使用量を 13 年度比で 5 % 以上削減します。

取組み内容

(1) 照明機器

昼食休憩時には、極力事務室内の照明を消灯する。

残業時や始業時間前の照明は、必要な範囲内のみの点灯とする。

日中の窓際の照明は、事務に支障のない場合は消灯する。

湯沸室、トイレ、倉庫など断続的に使用する場所での照明は、使用の都度点灯する。

照明器具の清掃や蛍光灯の適正な時期での交換を実施する。

(2) O A 機器等

パソコン、ワープロ、プリンターなどの O A 機器は、昼食休憩時など使用しないときには電源を切る。

プリンターの共有化を図り、台数を減らす。

残業時には、使用しない O A 機器の電源を切り、最終退庁者は、O A 機器等の電源を必ず確認し、つけたままにしない。

待機時に電力をかなり消費する機器については、コンセントを抜くなど、電力消費の削減を図る。

勤務時間外や祝祭日には、コピー機の稼働台数を減少させるとともに、予熱機能を積極的に活用する。

(3) その他

3 階程度の昇降には、原則として階段を利用する。

勤務時間外や祝祭日には、エレベーターの運転台数を減少させる。

事務の効率化等により残業の削減に努めたり、ノー残業デーを設ける。

同一文書の多量（8 枚以上）印刷には、文書管理室のリソグラフを使用し、コピー機は使わない。

庁舎内、公共施設等の自動販売機の効率的な設置に努め、台数の削減を検討するとともにエネルギー消費のより少ない機種への変更に努めることを要請する。

節電の効果

空調温度を 1 度調整すると、電気使用量を約 10% 削減できる。

- ・ 温度調整できない場合は、スイッチをオンオフ調整する。

事務所の電灯やパソコン等の O A 機器の使用に伴う電気使用量は、毎日 1 時間の節電を徹底すると約 10% 削減できる。

- ・ 例えば、各職場のパソコン(150W) 4 台と、蛍光灯(40W) 50 本を毎日 1 時間節電すると、年間(250 日)で電気使用量 650kw、二酸化炭素 250kg-CO₂ 削減できる。

----- パソコンの上手な使い方 -----

低電力モードを活用して待機時の消費電力を削減する。
(出荷時に低電力モードに設定されていない機種もあり、その場合は設定を変更する必要がある。)

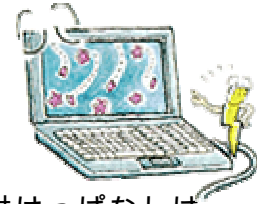


低電力モードでも電力は消費する。長時間使わないときは電源を切る。



パソコンの電源を切るときは、プリンター等の周辺機器の電源も忘れずに切る。

スクリーンセーバーは、画面焼き付き防止を目的としたもので、低電力モードとは異なり多くの電力を消費するため、付けっぱなしは止める。



待機時(待機モード)

電源が入った状態で、装置の機能が動作していない状態。ディスプレイ上には静止画像が映っている。

スクリーンセーバー時

主としてブラウン管ディスプレイ(CRT)への画像焼付け防止のためのソフトによるモード。ディスプレイ画面が暗くなったり、連続的に変化するグラフィック等が表示されている状態。省エネを目的としていない。

低電力時(低電力モード・省エネルギーモード)

一定時間内に入力・演算等が行われない場合に、待機時よりもさらに低い消費電力に移行している状態。

目標
2-2

用紙類の使用量を削減します。

具体的目標

庁舎で使用するコピー、印刷用紙等の使用量を 13 年度比で 15% 以上削減します。

取組み内容

(1) コピー用紙、印刷用紙等

通知文、会議資料等の両面コピー、両面印刷を徹底する。

会議資料等は、内容を十分精査し、簡潔な資料とするなどにより、必要最小限のページ数にするとともに、既に配布済みの資料等の重複配布を避ける。

プリンター、ファクシミリ、コピー機等には、裏面専用のトレイを用意し、片面使用済用紙の活用を促進するとともに、メモ用紙などとしても使用済用紙やミスコピー用紙の裏面を使用する。

会議資料、報告書等は、参集人員や利用数等を正確に把握するなど、必要最小限の作成とする。

コピーの際には、用紙サイズや枚数を確認するなど、ミスコピーの防止に努めるとともに、軽微なミス（コピーのむら、多少の汚れ、傾き等）による取り直しをしない。

コピー、印刷文書は、縮小コピー等により、なるべく 1 枚（1 ページ）の用紙にまとめる。

(2) 文書管理

箇条書きや図表等を有効に使い、簡潔な文書表現とする。

文書による調査、照会を安易に行わない。

通知文書、依頼文書等で簡易なものについては、はがきを積極的に利用する。

起案においては、軽易な文書については余白処理、定例的な文書については例文処理等を有効に活用するほか、施行案文を必要最小限にし、紙数の削減を図る。

資料、冊子などの単なる送付文書（いわゆる「かがみ」）は、できるだけ省略する。

不必要なファクシミリの送信票は省略する。

省略できない文書による調査、照会や資料、冊子等の送付文書等でも、簡易なものは A 5 版（A 4 版の半分）を活用する。

個人所有の文書・資料を極力排除し、共有化を図るため、ファイリングシステムの導入等文書管理の見直しを行う。

庁内 LAN の活用によりペーパーレス化を図る。

(3) 封筒の有効利用

文書管理室に発送棚のある県等の機関への文書施行は、プライバシーの保護等やむを得ないもの以外は封筒を使用しない。

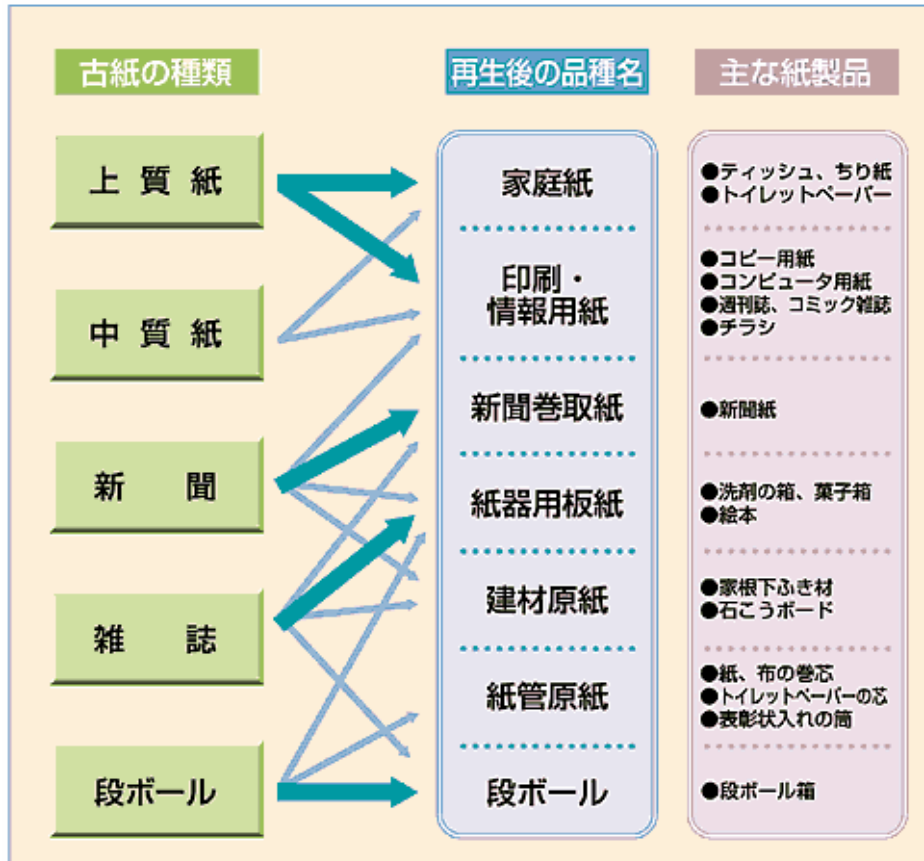
使用済封筒については、課内回覧用、書類整理用、帯封などとして使用する。

庁外施設等への発送文書は、使用済封筒を使用する。

紙類使用量削減の効果

すべての用紙類を両面コピー・両面印刷で活用すれば、使用量は半分で済み、大幅な森林資源の保護につながる。

- ・例えば、A4用紙 25 万枚（100%パルプ紙約 1 t）の使用を削減すると、直径 14 c m、高さ 8 mの樹木 20 本を保護することができる。



目標
2-3

冷暖房等の燃料使用量を削減します。

具体的目標

庁舎、施設等の冷暖房等燃料の使用量を 13 年度比で 10% 以上削減します。

取組み内容

- (1) 庁舎内等の空調温度は、冷房 28 度、暖房 20 度とし、適正な運転管理や運転時間の短縮を図る。
- (2) 空調効果を高めるため、窓のブラインドを活用する。
- (3) 夏季のノーネクタイ、ノー上着運動を推進する。
- (4) 厨房施設では、火加減調整を適切に行い、沸かしすぎなどを防止する。

燃料節約の効果

空調温度を 1 度調整すると、電気使用量を約 10% 削減できる。

- ・ 温度調整できない場合は、スイッチをオンオフ調整する。

ガスコンロの沸し過ぎを 1 日 5 分間少なくすると、年間でガス使用量を 1 台当たり約 3 m³ 削減できる。

目標
2-4

公用車燃料の使用量を削減します。

具体的目標 市で管理する公用車燃料の使用量を13年度比で10%以上削減します。

取組み内容

- (1) 不用なアイドリングの中止、経済速度（一般道 40～60km/h、高速道 80km/h）での走行、急加速・急発進の禁止など、環境に配慮した運転を行う。
- (2) タイヤの空気圧の調整、オイル等の定期的な交換の実施など、定期的な公用車の整備を励行する。
- (3) 安全上及び業務上、必要ない物品を公用車に積んだままにしない。
- (4) 相乗りや公共交通機関の利用の励行、近距離の移動における公用自転車の活用などにより、公用車使用の効率化を図る。
- (5) 公用車の使用実態を踏まえ、公用車の台数について見直しを行う。
- (6) 使用回数毎の走行距離、公用車の保有台数などを分析し、効率的な使用方法を検討することにより、公用車の更新、購入に際して、低燃費車（軽自動車等）や低公害車の導入を進める。

--- アイドリングストップ等の効果（一般乗用車） ---

アイドリングストップ運動や経済運転の徹底により、燃料使用量を約7%削減できる。

- ・アイドリングを10分間ストップすると、約140ccの燃料を節約できる。
- ・急発進・急加速を10回止めると、約120ccの燃料を節約できる。
- ・空吹かしを10回止めると、約60ccの燃料を節約できる。
- ・減圧タイヤ(0.5気圧減)で50km走行すると、約130ccの燃料が余分に消費される。
- ・不要な荷物を10kg積載して50km走行すると、約20ccの燃料が余分に消費される。

目標
2-5

水道の使用量を削減します。

具体的目標 ▶ 市で管理する庁舎、施設等の水道使用量を 13 年度比で 15% 以上削減します。

取組み内容

- (1) 湯茶器類の洗浄や手洗い、歯磨きの際には、水の流しっぱなしをしない。
- (2) トイレの水の 2 度流しはしない。
- (3) 必要に応じて水栓に設置してある節水コマを更新する。
- (4) バケツの使用、ホースの手元制御弁などにより、洗車時等の節水に努める。
- (5) 庁舎等で雨水を貯留し、水洗トイレ、冷却用水、散水などに利用する施設整備を検討する。

節水の効果

水道の蛇口ひとひねりで、毎分約 6 ㍓、蛇口全開で毎分約 20 ㍓の水が流れる。
・水道水栓の水圧調整や節水コマの取り付けで、約 3% の節水ができる。なお、蛇口において 1 秒間に 1 滴程度水漏れすると 1 日約 30 ㍓、糸状の水漏れでは 1 日約 300 ㍓の無駄となる。

中型自動車を洗車するために必要な水の量は、約 50 ㍓。水道ホースで洗車すると約 300 ㍓の水を使用する。このため、バケツで洗車すると、約 250 ㍓の水を節水できる。

3 廃棄物減量、リサイクルの推進

目標 3-1

廃棄物の減量化を推進します。

具体的目標 ▶ 庁舎から排出されるごみの重量を13年度比で20%以上削減します。

取組み内容

(1) 物品の長期使用

物品の使用に当たっては、適切な管理や使用方法に従い、必要に応じて消耗品の交換や修理により長期的な利用を図る。

コピー機、プリンターのカートリッジの回収とリサイクルを進める。

洗剤、文具などには、詰め替え可能な製品を利用する。

(2) 物品の節約

詰め替え可能な文具等の使用を促進する。

保管キャビネット等の点検により、文具の重複保管を避ける。

年度末等における余剰文具等物品の回収を行い、活用する。

(3) ごみの減量化

シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄等、必要最小限に抑える。

庁舎、学校、保育園等調理施設のある公共施設へ生ごみ処理機を導入し、堆肥化等による減量化を行う。

市が関係するイベント等での使い捨て容器の飲料品・弁当、紙コップ・皿、割り箸、プラスチックトレイなど使い捨て製品の使用や購入を抑制する。

市が主催する各種行事やイベント開催の際には、ごみの持ち帰り運動を徹底する。

目標 3-2

リサイクルを推進します。

具体的目標 ▶ 庁舎から排出されるごみのリサイクル率を60%以上にします。

取組み内容

(1) 資源ごみのリサイクルを推進するため、缶、びん、ペットボトル、古紙類、プラスチック類、乾電池等の分別を、家庭ごみの出し方に沿った分別方法で行う。

(2) 各階ごとに分別回収ボックスを配置し、ごみと資源の分別を徹底する。

(3) 事務室内のごみ箱を紙資源回収用に改善するなど、分別しやすい職場環境づくりを行う。

(4) 保存期限が経過したなどの不要な文書の廃棄に当たっては、分別排出を徹底し、廃棄物の発生量を抑制し、リサイクルを推進する。

(5) シュレッダーの使用や文書の焼却は、秘密文書の廃棄の場合のみに行う。

庁舎内のごみ減量等の取組みについて(通知)抜粋
(平成 13 年 4 月 25 日付 庶第 18 号、生環第 39 号)

2 紙類分別排出の実施

(1) 分別する紙類

資源物として排出する紙類の分別種類は、次の 4 分別とする。

その他紙類	両面使用済のコピー用紙、罫紙、コンピューター用紙、リソグラフ印刷用紙、綴り表紙、メモ用紙、ちらし、広告、はがき、名刺、封筒、包装紙、紙袋、カレンダー、図面、ポスター、ボール紙(ティッシュボックス、菓子箱等)など
雑誌類	雑誌、報告書、印刷刊行物、参考書、パンフレット(1枚もの)、カラーコピー など
新聞	新聞
段ボール	段ボール

(2) 紙類分別排出の方法

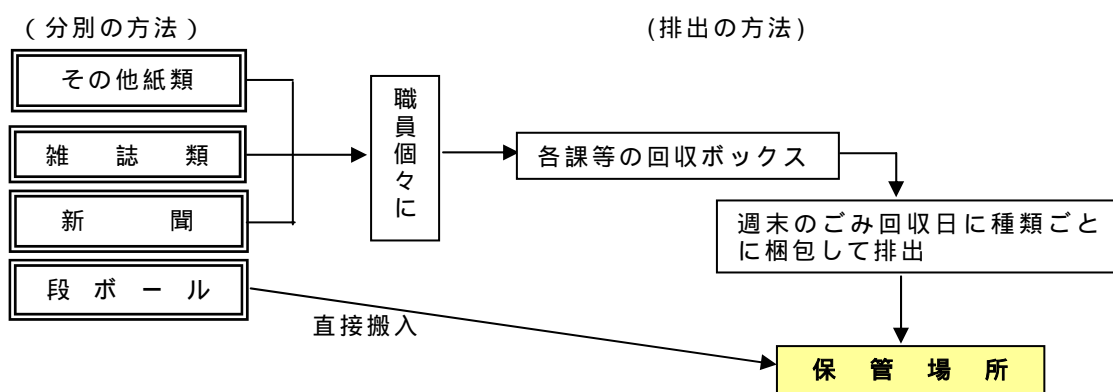
各課等ごとに紙類の回収ボックスを設置し、上記 から までの分別区分に応じた紙類の分別排出を行う。なお、ボックス数は、各課等の排出内容物の多寡により適宜調整する。

回収ボックスは、庶務課で調達し、各課等へ配置する。

回収ボックスには、 から までの区分表示を行う。

職員は、不用となった紙類を、適宜、課等の回収ボックスへそれぞれ排出する。また、段ボール等ボックスのないものは、職員が直接保管場所へ排出する。

排出の区分・方法のフローは、次図のとおり



(3) 分別における留意事項

その他紙類は、全て A 4 版以下にして回収ボックスへ入れること (A 4 版以下のものはそのまま、A 4 版以上のものは A 4 版に折る。)

箱状、筒状のものは、平たく折りたたむこと。

窓付き封筒、ティッシュボックスは、セロハン・ビニール部分を取り除くこと。

コピー、リソグラフ用紙による書類等は、綴り紐、金具等を取り除くこと。

飲料用紙パックは、中を洗い、切り開き、乾かしてから入れること。

紙以外のものを混入しないこと。混入のおそれがあるものは次のとおりである。

粘着テープ類、ファイルの金具、金属クリップ類、フィルム類、セロハン、布製品、ガラス製品、プラスチック製品、ワッペン類、発泡スチロール 等

個人購読用の新聞、雑誌等は、自宅に持ち帰ること。

(4) リサイクルの対象とならない紙類

次のものは、再生に適さないものであるため、排出したり、混入させないこと。

ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工紙、油紙、写真、合成紙、防水加工紙、感熱紙 (ワープロ、ファックス用)、裏カーボン紙、ノーカーボン紙

(5) 秘密文書の取扱い

当面、シュレッダーにより裁断し、焼却処分とするが、処分を必要とする秘密文書であるかどうかは、十分精査すること。なお、将来的には、シュレッダー分についてもリサイクル化を図るため、検討を進める。

目標
3-3

廃棄物の適正な処理を行います。

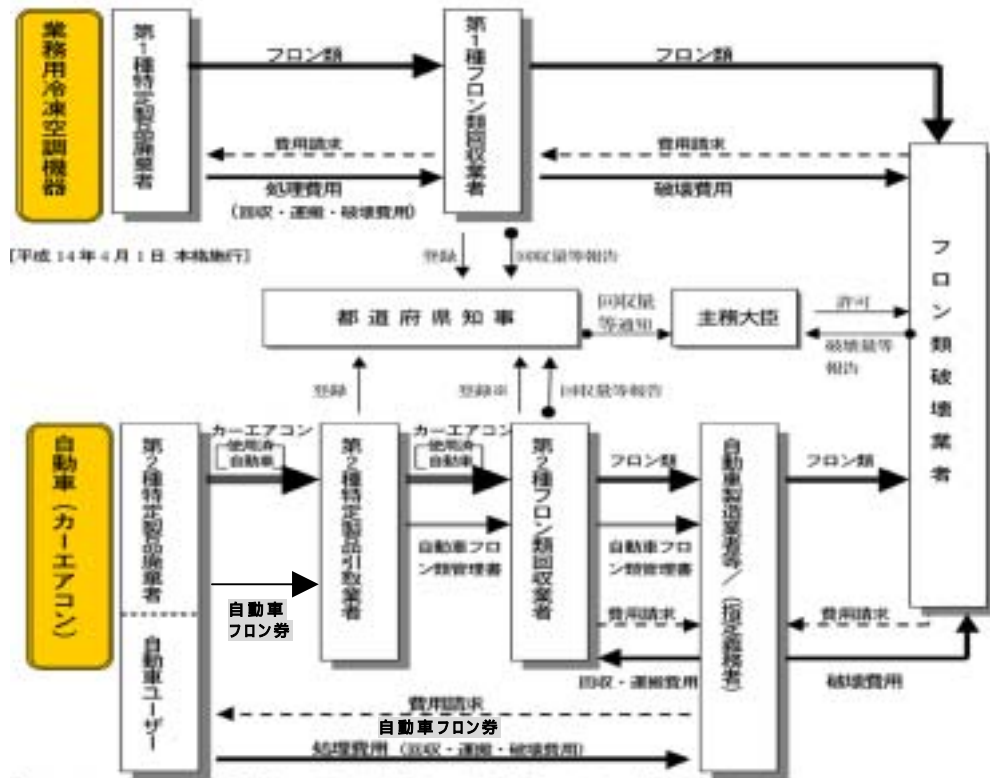
具体的目標 ▶ 庁舎、施設等から排出される粗大ごみ、有害物質等について、適正処理が行われるよう措置します。

取組み内容

- (1) 建築物、工作物、公用車、備品、機器類等を廃棄する場合には、最終処分までの廃棄物の処理方法を確認するなど廃棄物排出者として必要な措置を講じる。
- (2) エアコン、カーエアコン、冷蔵庫等のフロン等のオゾン層破壊物質が使用されているものを廃棄する場合には、フロン回収、破壊が適切に実施できる事業者に処分を依頼する。
- (3) 法律で禁止されている廃棄物の焼却は行わない。

フロン回収破壊法のシステム

対象：冷媒用CFC、HCFC、HFC



[平成 14 年 10 月 1 日 施行]

4 施設の建築、管理等に当たっての配慮

目標 4-1

環境に配慮した施設整備等を行います。

具体的目標 ▶ 市が管理する施設については、自然環境を積極的に活かしながら、環境に配慮した整備を行います。

取組み内容

- (1) メンテナンスしやすい構造、設備、機器等を選択し、長命化に努める。
- (2) 自然光や風通しなどを考慮し、これらが利用できるような建築物の設計、建築等を行う。
- (3) 太陽光、風力等の自然エネルギーや廃熱等の未利用エネルギーの活用に努める。
- (4) 蓄熱式空調設備 などの省エネルギー型深夜電力利用機器の導入に努める。
- (5) 水洗トイレの節水・効率化（感知式自動洗浄装置、個別洗浄装置等）を図る。
- (6) 美観の保持や雨水の地下浸透を促進するため、可能な限り敷地内に緑地を確保するとともに植栽に努める。
- (7) 雨水の地下浸透を促進するため、庁舎や駐車場の改修等に当たっては、浸透ますの設置や透水性舗装の実施について検討する。
- (8) 敷地内の植栽、緑地の管理に当たっては、農薬や化学肥料の使用量の削減など、周辺の生態系に配慮した維持管理に努める。
- (9) 屋外照明について、設置目的を考慮した上で、昆虫等への影響が少ない高圧ナトリウム灯の採用を検討するとともに、上空へ向かう光束を減少させるための器具への変更やルーバーの設置について検討する。
- (10) 雨水利用施設 等の導入について検討し、その設置に努める。

【蓄熱式空調設備】

安い深夜電力を利用して熱を蓄え、昼間にヒートポンプを作動して冷房に使うと、電気代が1/5程度になり、電力のピークカットにも役立つシステム

熱を蓄えるタンクとポンプを組み合わせたもので、タンク内の樹脂製の球の中で液体を凍らせたり、温めたりして冷暖房に使う。

【雨水利用施設】

屋根に降った雨を貯留槽に溜め、雨水を水洗トイレ等から非常用飲料水に至るまで種々の分野で利用する施設

照明器具を選定するポイント

- ・ 照らす範囲を効率よく照明できる器具を選ぶ。
- ・ 上方へ漏れる光が少ない器具を選ぶ。
- ・ 不快なまぶしさを与えない器具を選ぶ。
- ・ 省エネルギー性の高い器具を選ぶ。



目標
4-2

環境負荷の少ない施工作業を行います。

具体的目標

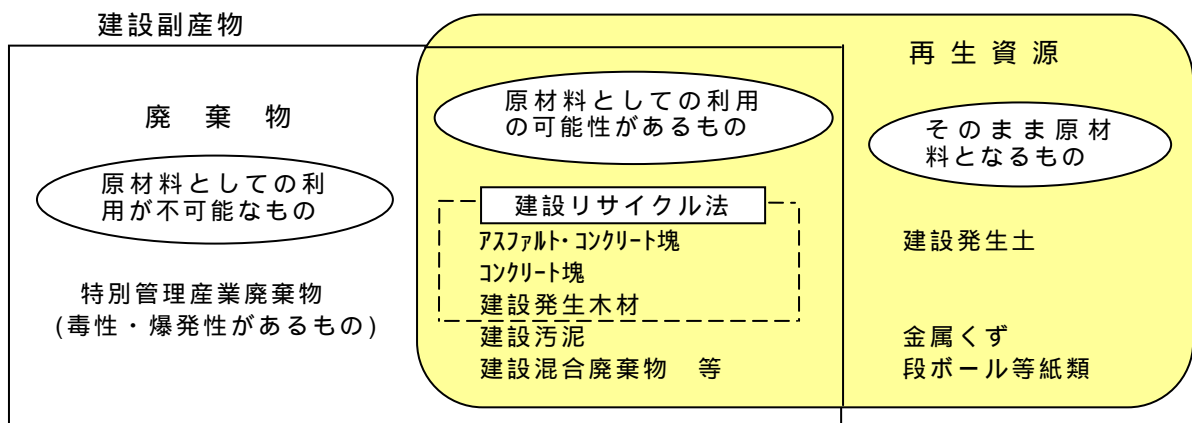
市が発注する工事については、発生する建設副産物（コンクリート・アスファルト塊等）の再利用率を90%以上とします。

取組み内容

- (1) 建設廃材の再利用の促進による廃棄物の減量化及び適正処理について、発注仕様書に記載するなどにより業者を適切に指導する。
- (2) 熱帯材合板コンクリート型枠などの使用削減について、発注仕様書に記載するなどにより業者を適切に指導する。
- (3) 廃棄物の処理に当たっては、マニフェストシステムによる処理状況の把握等適正処理の確認に努める。
- (4) 建設機械等については、低公害型の使用を発注者として促す。
- (5) 建設工事等は計画的な施工に努め、建設副産物の発生を抑制するとともに、建設リサイクル法に基づく再利用を行う。

【建設副産物】

建設工事に伴い副次的に得られる物品。再生資源及び廃棄物を含む。



建設リサイクル法

◆ 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ ◆



5 環境に対する職員意識の向上

目標 5-1

職員に対する環境教育を実施します。

具体的目標 ▶ 継続的な取組みができるよう職員の意識の向上を図ります。

取組み内容

- (1) 地球温暖化防止等環境保全に関する研修を計画的に実施する。
- (2) 庁内広報、ちらし等により、環境保全等に関する必要な情報提供を随時行い、知識等の共有化に努める。
- (3) 環境保全等の取組みについて職場内で話し合い、全員で努力や工夫をする。
- (4) 環境保全に関する提案等を職員から募集し、実行計画に取り入れる。

目標 5-2

職員が環境保全活動等へ積極的に参加します。

具体的目標 ▶ 職員一人ひとりが仕事、家庭を通じ必然的に環境に配慮した行動ができるよう意識の向上を図ります。

取組み内容

- (1) 職員による清掃ボランティア等の育成を図り、活動を促進する。
- (2) 地域での環境保全活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 市が主催する環境関連行事への積極的参加を推進する。
- (4) 職員が使用する名刺は、再生紙又は不要紙の裏紙等を使用したもので作成するよう努める。
- (5) 家庭でも本計画の取組みを実施し、一市民として地球温暖化防止を推進する。

一人ひとりの地球温暖化対策（家庭での取組み）

	取組みの例	一世帯当たりの年間 CO2 削減効果	一世帯当たりの年間排出量 に対する削減割合(%)	一世帯当たりの年 間節約効果	備 考
1	冷房の温度を1 高く、暖房の 温度を1 低く設定する	約 31kg/年	0.5%	約 2,000 円/年	カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、着るものを工夫することで、冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。
2	週 2 日往復 8 km の車の運転を 控える	約 185kg/年	3.1%	約 8,000 円/年	通勤や買物の際にバスや自転車、鉄道を利用する。歩いたり、自転車を使う方が健康にもよい。
3	1 日 5 分間のアイドリングス トップを行う	約 39kg/年	0.7%	約 2,000 円/年	駐車や長時間停車するときはエンジンを切る。大気汚染物質の排出削減にも寄与する。
4	待機電力を 90% 削減する	約 87kg/年	1.5%	約 6,000 円/年	主電源を切る。長期間使わないときはコンセントを抜く。買い換えのときは待機電力の少ない製品を選ぶ。
5	シャワーを 1 日 1 分間、家族全 員が減らす	約 65kg/年	1.1%	約 4,000 円/年	身体を洗っている間、お湯を流しっぱなしにしないようにする。
6	風呂の残り湯を洗濯に使いま わす	約 17kg/年	0.3%	約 5,000 円/年	洗濯や庭の水くれのほか、トイレの水に使っている人もいる。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利である。
7	ジャーの保温を止める	約 31kg/年	0.5%	約 2,000 円/年	ポットやジャーの保温は、利用時間が長いいため多くの電気を消費する。ご飯は電子レンジで温めなおすほうが電力消費が少なくなる。
8	家族が同じ部屋で団欒し、暖房 と照明の利用を 2 割減らす	約 240kg/年	4.1%	約 11,000 円/年	家族が別々の部屋で過ごす、暖房も照明も余計に必要なになる。
9	買物袋を持ち歩き、省包装の野 菜等を選ぶ	約 58kg/年	1.0%		トレイやラップは家に帰ればすぐごみになる。買物袋を持ち歩いてレジ袋を減らすこともできる。
10	テレビ番組を選び、1 日 1 時間 テレビ利用を減らす	約 13kg/年	0.2%	約 1,000 円/年	見たい番組だけ選んで見るようにする。
合計		約 766kg/年	13.0%	約 41,000 円/年	

(注) 1 環境省作成

2 一世帯当たりの年間 CO2 排出量 = 約 5,900 kg/年

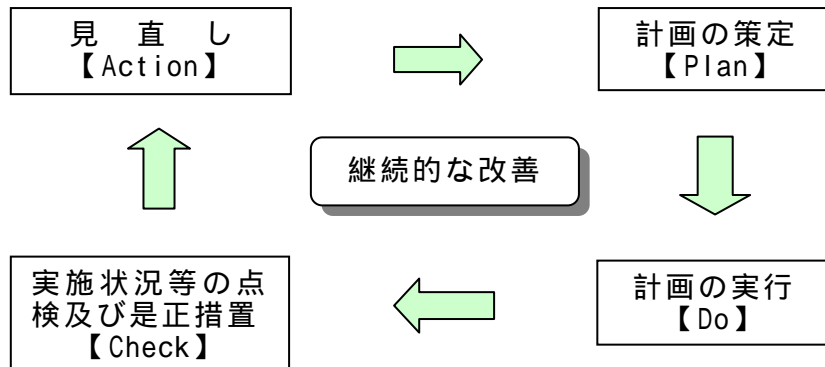
第5 計画の推進体制と実施状況の点検、評価、公表

1 計画の推進体制

(1) 計画推進の基本的考え方

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るため、ISO14001 環境管理システムに基づいたPDCAサイクルの運用により、継続的な環境負荷の低減を図ることとします。

計画推進の基本的考え方のフロー



(2) 推進体制

計画への取組みは、各部等を実行組織として実施することとし、各部内に次の責任者を置くこととします。

推進管理者

各部等の長をもって充て、部等の年度重点方針を設定し、部等の取組状況の評価及び今後の対応の検討等、部等の統括管理を行う。

推進責任者

各課等の長をもって充て、部等の年度重点方針に基づく課内重点目標の設定、課内取組状況の評価及び今後の対応の検討等、課内進行管理を行う。

率先実行推進員

各課等の庶務担当係長をもって充て、課内重点目標の徹底や職員の環境保全率先実行行動の推進を図るとともに取組状況の記録を行う。

2 点検・評価

本計画の実効性ある推進を図るため、計画の実施状況を次のとおり点検・評価することとします。

(1) 現況把握調査

率先実行推進員は、各課等における日常の取組状況を毎月点検し、取組の実施状況の把握に努めるとともに評価を行い、別紙1の「率先実行計画実施状況報告書」及び別紙2の「温室効果ガス排出量算定調査表」を毎年、前期分（4月～9月）を10月末までに、後期分（10月～翌年3月）を5月末までに庶務課へ提出する。

(2) 集計、分析及び見直し

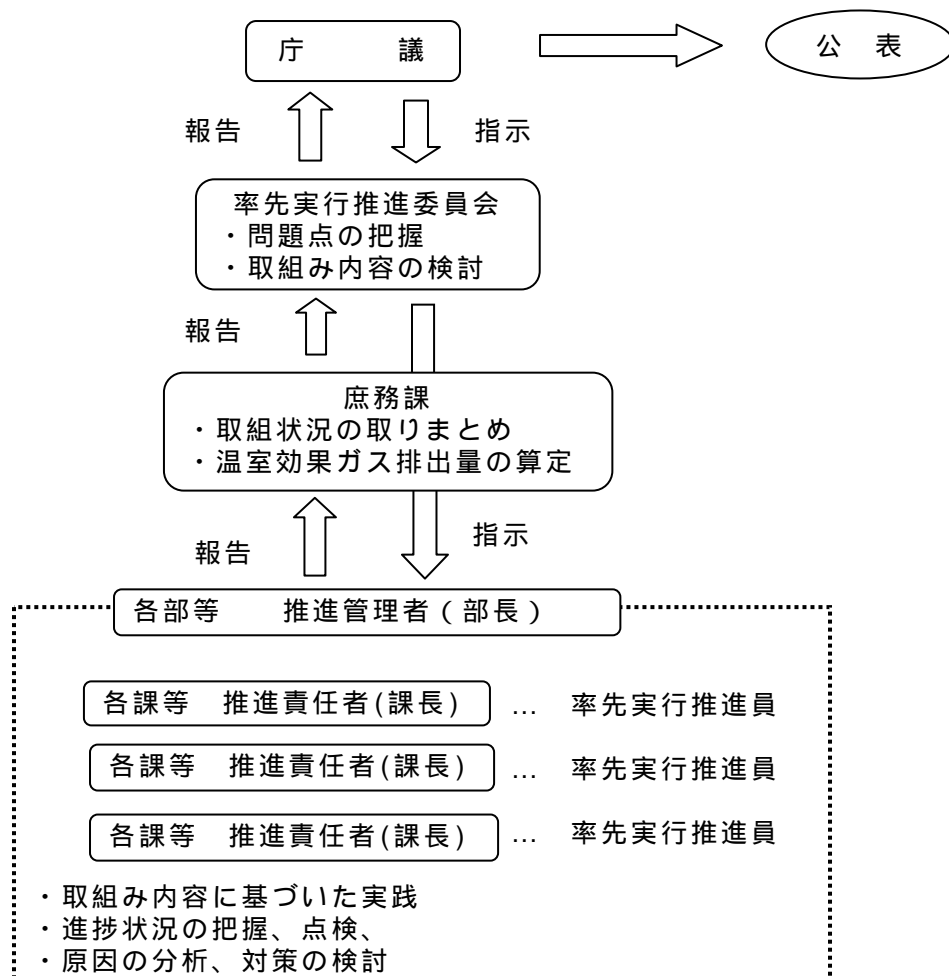
庶務課では、各課等の実施状況報告書を取りまとめるとともに、エネルギーの使用量等に基づく温室効果ガス排出量を算定、分析し、各課等の率先実行推進員で構成する率先実行推進委員会へ報告する。率先実行推進委員会では問題点や取組み内容の見直し等について検討を行う。

(3) 報告

報告の取りまとめ及び率先実行推進委員会で検討された結果については、庁議へ報告し、承認を得るものとする。

3 公表

温室効果ガスの総排出量、本計画の進捗状況、点検結果等については、年1回「広報飯山」、市ホームページ等で公表します。



(別紙1)

率先実行計画実施状況報告書

平成__年度 作成日：前期 __年__月__日 後期 __年__月__日
 所属課等名：_____ 率先実行推進員名：_____

取組評価項目		評価点数	
		前期	後期
省エネ等	昼休み時及び残業時には不要な照明を消灯する。		
	OA機器等を使用していないときには、電源を切る。		
	電気製品の導入や更新時には、省エネ型を選択する。		
	水道使用後は確実に締栓し、茶器洗い時等の水の出しっ放しはしない。		
用紙使用関係等	古紙の分別を徹底する。		
	両面コピーを励行する。		
	裏面未使用のコピー用紙を再利用する。		
	使用済封筒を再利用する。		
	コピー用紙に再生紙を使用する。		
	印刷物は再生紙を使用する。		
	エコマーク、グリーンマーク等の付いた商品を優先的に購入する。 (グリーン購入の推進)		
公用車を適正に使用する。(アイドリング・ストップ等)			

(注)評価基準及び点数

- ・取組が定着している。(定着率 95～100%) ... 4点
- ・取組が概ね定着している。(定着率 80～95%) ... 3点
- ・取組が定着しつつある。(定着率 50～80%) ... 2点
- ・取組が不十分である。(定着率 50%以下) ... 1点
- ・まったく取り組んでいない。... 0点
- ・該当なし。... 「-」

定着していない取組項目(評点数が2点以下)については、その原因、改善のために実施した是正措置の内容を下表に記入してください。

改善のための是正措置(2点以下の取組項目について記入)	
前 期	原因 是正措置の内容
後 期	原因 是正措置の内容

